

受信機器購入等支援の実施方法に係る 検討結果の最終報告

平成21年3月17日(火)

情報通信審議会 情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会
施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告

目次

はじめに	2
I 基本的な考え方	4
• 基本的な考え方	5
• 支援内容の概要・実施体制	6
• 申込手順・支援決定手順／基本パターン	7
• 支援実施法人の体制イメージ	9
II 課題と提言	10
• WGにおける検討課題と提言	11
• 1-1 支援対象世帯の範囲	12
• 1-2 個人情報保護のために必要な措置	15
• 2-1 申込前段階	18
• 2-2 申込後（審査）段階	22
• 2-3 支援実施段階	25
参考資料	39

はじめに

[ワーキンググループの位置付け]

施策の実施方法に関する検討ワーキンググループは、情報通信審議会から平成20年6月27日に出された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に係る第5次中間答申を踏まえ、平成23年7月のアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行うものとして設置された。

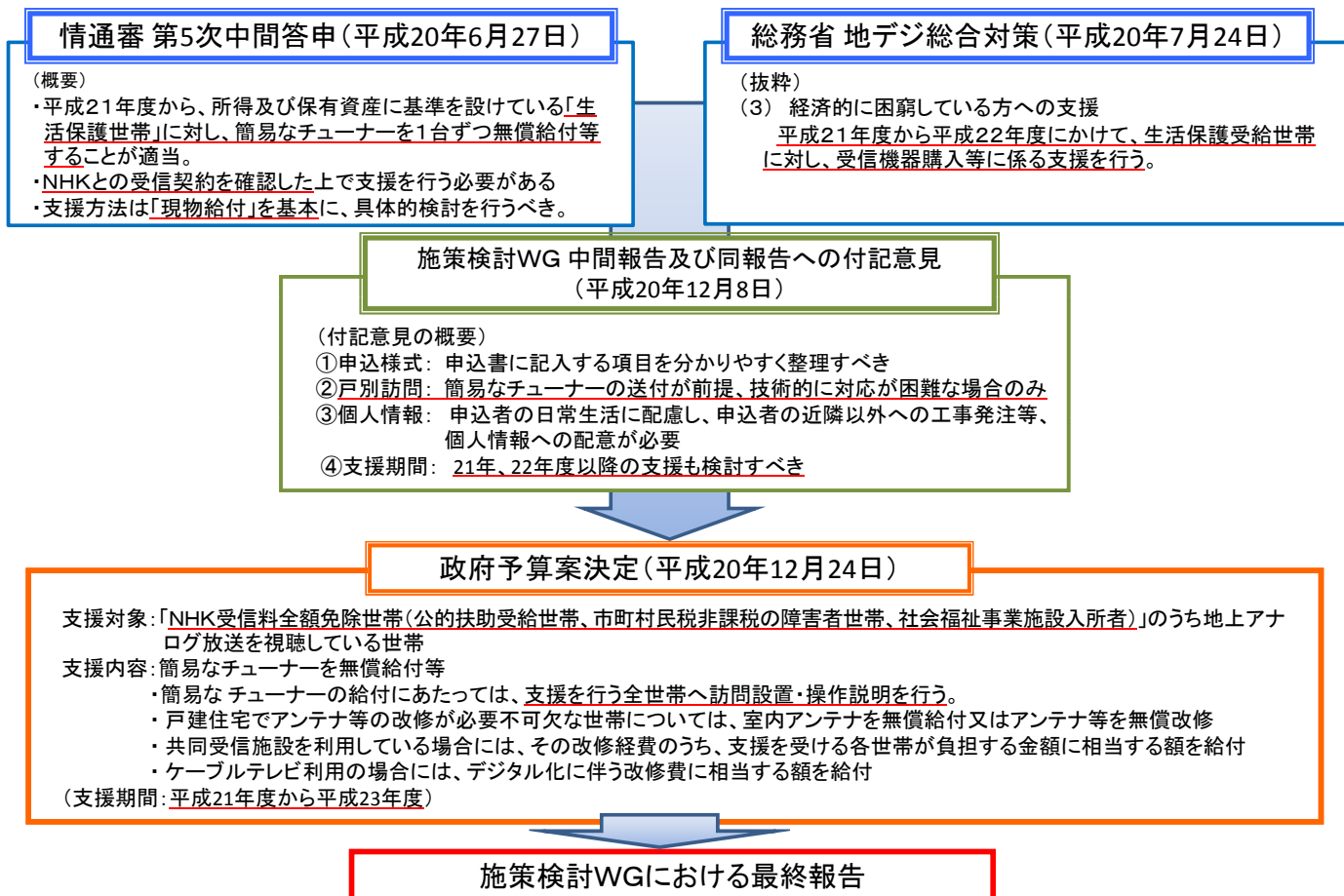
[検討経緯]

本ワーキンググループは、当面、経済的に困窮度の高い世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行うものとされており、平成20年9月25日に第1回会合を開催し、以来、5回の会合を重ねてきた。

平成20年12月8日に、第3回会合までの議論を踏まえた中間報告を委員会へ報告、公表を行った。その後、中間報告時に残された課題とともに、政府予算案のとりまとめに伴い支援対象範囲がNHK受信料全額免除世帯に拡大したこと等を踏まえた新たな課題についての検討を行い、この度、最終報告としてとりまとめたもの。

2

(参考)最終報告に至る経緯



3

I 基本的な考え方

4

基本的な考え方

〈基本的な考え方〉

「経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、「最低限の機能のものに限定」して支援を行う。

〈支援対象〉

- 「NHK受信料全額免除世帯(公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者)」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯
- 自らデジタル対応テレビを購入する等により、既に地デジが見られる世帯は支援の対象外

〈支援内容〉

各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」

具体的には、① 「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付

② 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修

③ 共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

〈支援方法〉

対象世帯からの申込みに応じて「現物給付」

〈実施時期〉

平成21年度から23年度の3年度で実施

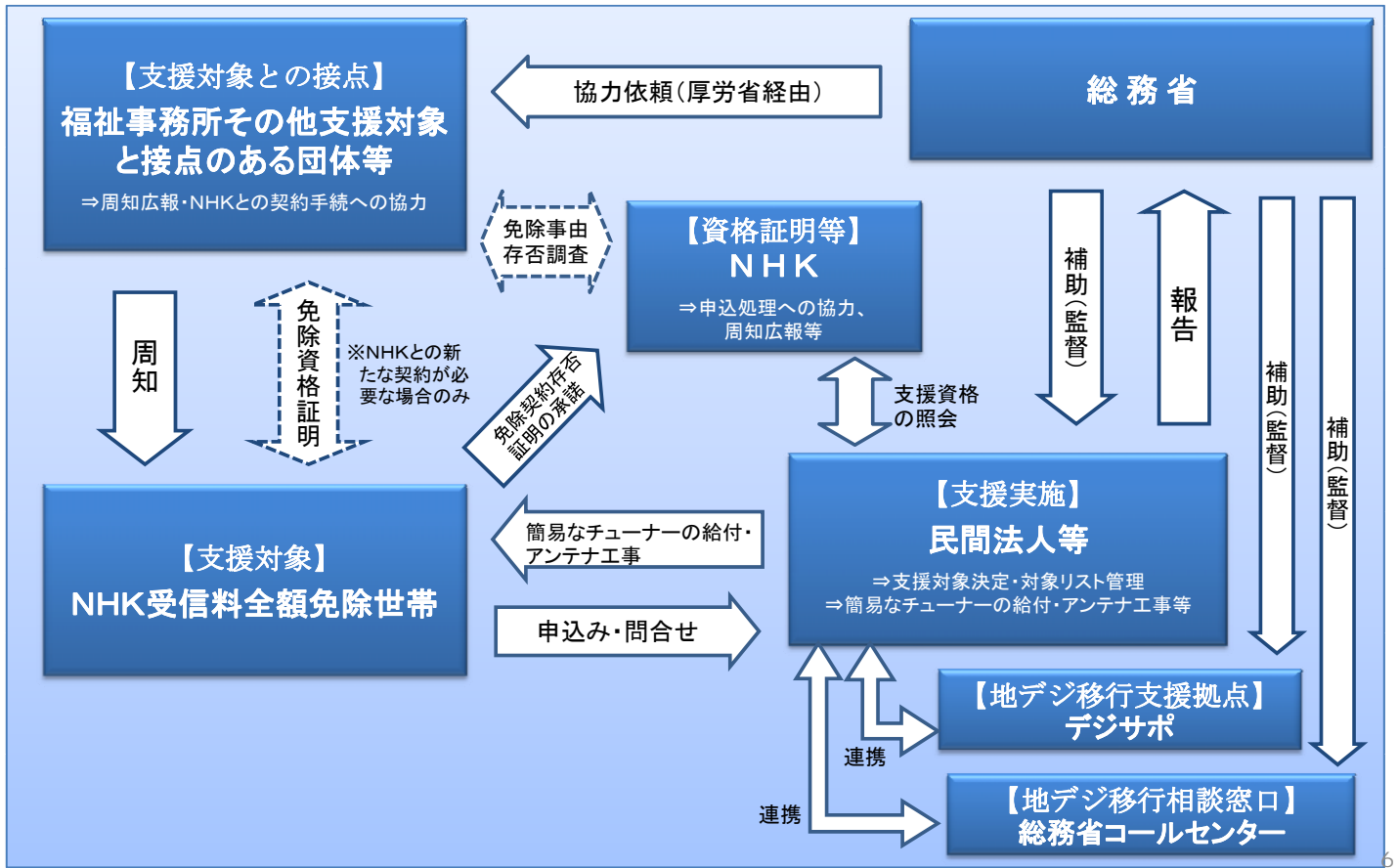
〈支援対象の考え方〉

- ・ 『支援は「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約の締結を確認した上で支援を行う必要がある』。(第5次中間答申/20.6.27)
- ・ 経済的に困窮度が高い世帯に対して支援を行う場合、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている生活保護世帯に加え、既存の放送制度との整合性を考慮すると、NHK受信料全額免除世帯を対象とすることが適当

本WGでは、以上の基本的な考え方を前提に、次ページ以降の検討を行った。

5

支援内容の概要・実施体制

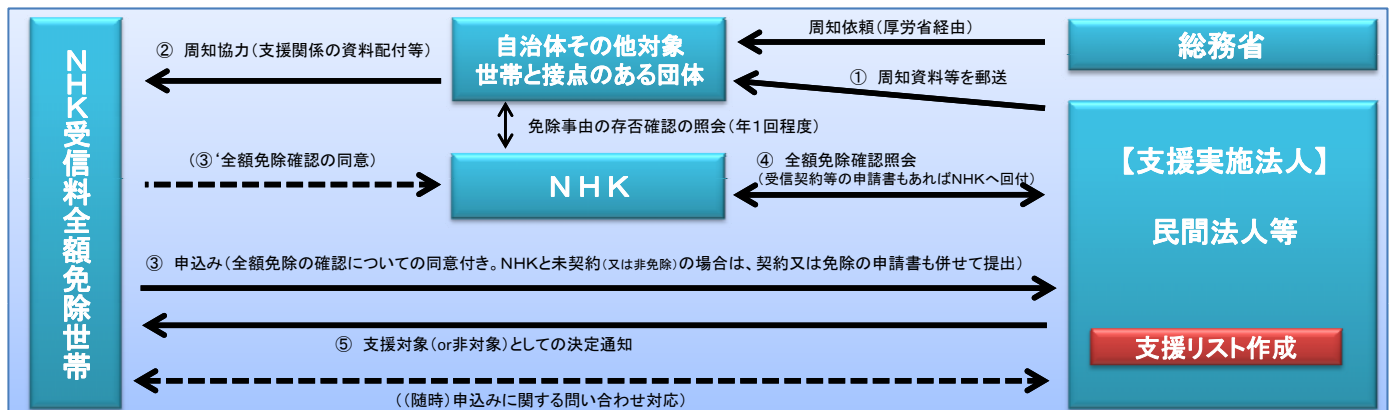


申込手順・支援決定手順／基本パターン

○ 申込手続の概要

- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等を通じ、本支援の周知又は資料等を配付する。対象世帯からの問合せに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。支援を申し込む世帯は、申込みに当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 個人情報の提供に係る同意書(NHKへの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間法人等に対する提供に関する承諾等)
 - 3) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - (4) NHKの放送受信契約書(受信料全額免除申請書を含む。)
 ※ 本支援の申込みに併せてNHKと契約を結ぶ場合。
- NHKの役割
 - ・ NHKは、申込者の同意に基づき、自ら有しているリストで、受信料全額免除の該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。
- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等の役割
 - ・ 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
- 支援実施法人の役割
 - ・ 対象世帯の求めに応じ、申込書を送付する。
 - ・ 申込みを受け付け、NHKへの照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申込者に通知する。

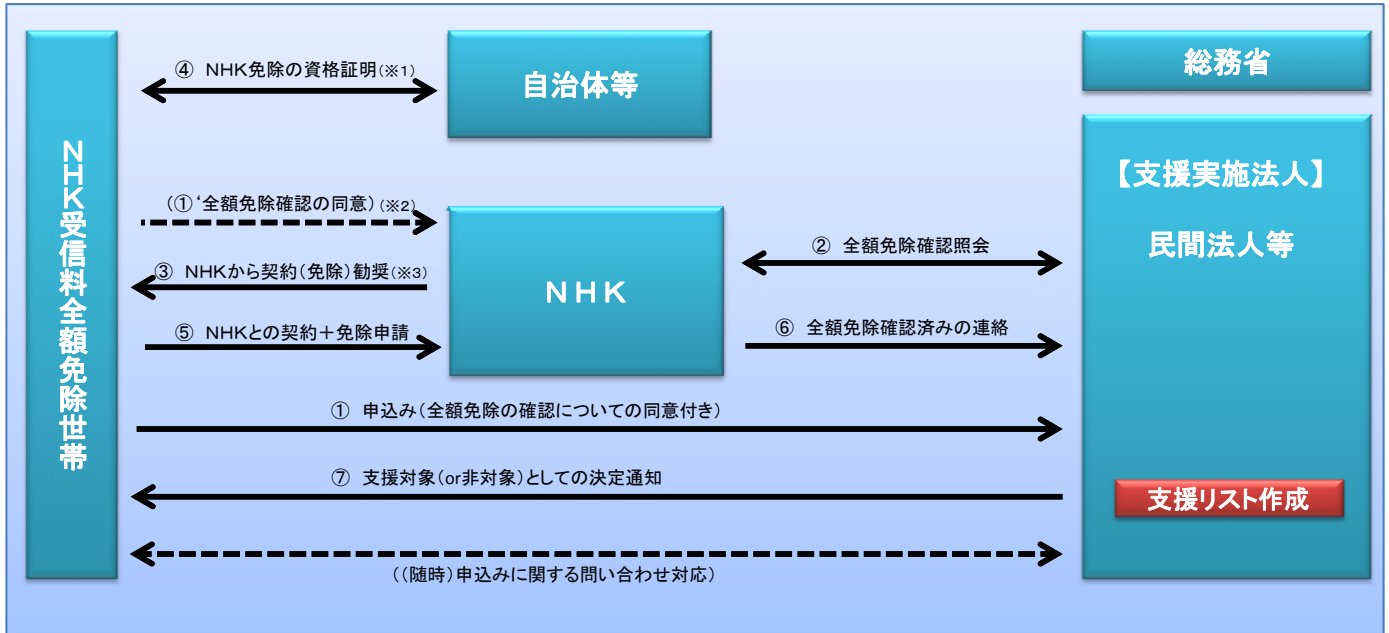
○ 申込手続のイメージ(基本パターン)



申込手順・支援決定手順／例外パターン

(例外パターン) NHKと受信契約が未締結又は受信料全額免除を受けていないで、そのことを知らずに申し込んだ場合

- (1) 支援実施法人からの受信料全額免除の確認照会(②)の結果、NHKと未契約又は非免除であることが判明した場合は、NHKから申請者に対し、契約締結又は免除申請の勧奨を行う(③)。
- (2) 申込者は、自治体等から受信料全額免除に係る資格証明を受けた上で(④)、NHKと契約及び全額免除又は全額免除の申請を行っていただく(⑤)。
- (3) NHKで申請処理を行った後、NHKから支援実施法人へ、全額免除の確認済みの連絡を行う(⑥)。



※1 受信契約書(免除申請書)の様式に、市区町村長、福祉事務所長等の署名押印をいただく。
 ※2 NHKとの契約がなかった場合、NHKから当該申請者へ契約勧奨を行うことについても、あらかじめ同意を得ておく。
 ※3 NHKと支援実施法人の連名で実施することが適当ではないかと考えられる。

支援実施法人の体制イメージ



Ⅱ 課題と提言

10

WGにおける検討課題と提言

1. 全般的検討課題

1-1 支援対象世帯の範囲

- (1) 支援の対象
- (2) 支援の範囲

1-2 個人情報保護のために必要な措置

- (1) [申込前] 支援実施法人に対する義務付け
- (2) [申込前後] 申込者の資格証明等について
- (3) [申込後] 対策の実施状況の確認等について

2. 段階別検討課題

2-1 申込前段階

- (1) 対象者への情報提供について
- (2) NHK放送受信契約の締結及び免除申請の促進
- (3) 申込書の提出方法

2-2 申込後（審査）段階

- (1) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法
- (2) 申込時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

2-3 支援実施段階

- (1) 支援実施の前提
 - ① 支援する機器について
 - ② 住居を別にしている場合の検討
- (2) 支援実施の方法
 - ① 簡易なチューナー配布の方法
 - ② アンテナ設置等の方法
 - ③ 共同受信施設改修経費の負担分支援方法
- (3) 給付の在り方
- (4) 給付後の対応
- (5) 不正行為（転売等）への対応
 - ① 簡易なチューナーの処分制限等
 - ② 簡易なチューナーの処分制限の例外
- (6) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

11

1-1 支援対象世帯の範囲(1)

○第5次中間答申(H20.6.27)

支援の前提条件:

地デジ移行のための機器等は、「視聴者の自己負担により購入されることが原則」



「明らかな経済的な理由」により、2011年7月24日のアナログ放送終了までに

「一時的な経費であるデジタル化経費」が負担できず、

「必要最小限の対応すらできず」に、

「これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」

である

「生活保護世帯」

に対して支援すべき



○政府予算案(H20.12.24)

支援対象:「NHK受信料全額免除世帯(公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者)」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯



12

1-1 支援対象世帯の範囲(1)

《支援の対象》

○ これまで地上アナログ放送を見ていた世帯で、NHKの放送受信料の全額免除となっている世帯(災害被災者を除く)を対象とする。

- ・ 具体的には、NHKと放送受信契約を結び、その放送受信料が全額免除となっている世帯（※日本放送協会受信料免除基準（以下「免除基準」という。）に基づく。）のうち、以下の世帯（以下「NHK受信料全額免除世帯」という。）を対象とする。

◇ 公的扶助受給世帯（免除基準1（3）該当する世帯）

（生活保護受給世帯、らい予防法の廃止に関する法律による被援護者、永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇ 市町村民税非課税の障害者世帯（免除基準1（4）該当する世帯）

（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇ 社会福祉事業施設入所者（免除基準1（5）該当する世帯）

（社会福祉事業施設の入所者が設置するテレビ）

- ・ 災害被災者は、NHKの放送受信料の全額免除の対象となるが、経済的困窮度が高いこと等を理由に、アナログ放送からデジタル放送に移行できない世帯への支援という本支援の趣旨と異なること、比較的短期の免除であることから、本支援の対象としない。
- ・ 社会福祉施設及び学校については、NHKの放送受信料の全額免除の対象となるが、本支援が経済的困窮度が高い世帯に対する支援であり、施設を対象にした支援ではないため、本支援の対象としない。

13

1-1 支援対象世帯の範囲(2)

《支援の範囲》

- 支援期間は、平成21年度から平成23年度までの3年度とする。
- 支援は、申込時にNHK受信料全額免除世帯である世帯が対象となる。

[支援対象期間の考え方]

- ・ 支援対象世帯が、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯（NHKの推計による概数）になるのではないかと見込まれていることを踏まえて考えると、十分な周知を含め、円滑な事業執行ができる期間が必要であることから、地上アナログ放送の停波が予定されている平成23年度（2011年）まで支援を行うことが適当である。
- ・ 停波が予定されている平成23年7月までに支援が完了していることが望ましいが、停波が行われて初めてデジタル対応が必要であると気がつく方など、停波後に支援を必要とする世帯からの問い合わせも想定されることから、停波後一定期間(例えば1か月程度)は、申込みの受付を継続することが適当である。
- ・ なお、平成23年7月の停波まで支援を行うとした場合、申込みが停波直前に集中してしまい、結果的にアンテナ改修等が間に合わなくなる可能性がある。政府は、平成22年度までに申込みしなければ、停波時点までに工事が間に合わない可能性があることを広く呼びかける等により、平成22年度までにできるだけ多くの方に申込みしていただくよう、働きかけを行う必要がある。

[支援対象世帯の考え方]

- ・ 申込時点で、NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者）である世帯が対象となる。
- ・ 支援対象期間以外の期間に一時的にNHK受信料全額免除世帯に該当しても、申込時に対象でなければ、支援の対象とはしない。

14

1-2 個人情報保護のために必要な措置(1)[申込前]

背景： 対象には生活保護受給世帯等が含まれることから、個人情報の取扱いに特段の注意が必要



(1) [申込前] 支援実施法人への(個人情報保護のための)義務付けについて

個人情報保護のため、支援実施法人（公募により選定）における管理体制について、補助金交付要綱又は公募で、以下の条件を付す必要がある。

- ① 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を整備すること
- ② 管理者を常に明確にし、定期的な部内チェック等を行うこと
- ③ 支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと
- ④ この申込みに併せてNHKの放送受信契約業務を行う場合は、NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること
- ⑤ 支援実施法人がプライバシーマークを取得しているか、それに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること
- ⑥ 保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元及び判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと

(参考) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

15

1-2 個人情報保護のために必要な措置(2)[申込前後]

背景:① 支援を受ける条件として、NHK受信料全額免除世帯であることの証明が必要
② 提供を受けた個人情報をどのように使うか(個人情報の用途)については、申込者本人の承諾が必要



(2) [申込前後] 申込者の資格証明等について

① 申込者の資格証明方法

支援を受ける条件の確認方法は、支援の申込みがあった時点で、NHK受信料全額免除世帯であることを確認することにより行うことが適当である。

なお、本支援に際して、申込者がNHK受信料全額免除世帯であることの証明は、その審査能力を持つ機関がNHKのみであり、NHKにその事務を依頼する必要があることから、支援実施法人が行う照会の方法を工夫するなど、できるかぎりNHKの負担の少ない方法で行えるよう配慮すべきである。

② 個人情報の提供に係る申込者本人の承諾

NHKの保有する受信契約に係る個人情報は、本来NHKの業務にのみ使う目的で、本人から提供を受けていることから、本支援事業の資格証明に使用するためには、改めて本人から同意を得る必要がある。

また、支援実施法人が本支援事業において、申込者の個人情報を使うこと及び工事業者等本支援にかかわる事業者が本支援事業遂行のため必要な範囲内で、申込者の個人情報を使うことについても、同様に本人から同意を得る必要がある。

これらの同意については、個人情報を適切に扱う観点から、申込時に申込者本人から同意を得る方法により行うべきである。

16

1-2 個人情報保護のために必要な措置(3)[申込後]

背景: 個人情報保護に係る取組は、支援事業開始から終了までの期間、実施機関で継続的に取られていくことが必要。政府としてどのように確認(担保)するのか。



(3) [申込後] (個人情報提供に係る)対策の実施状況の確認(担保)等について

① 行政による確認

支援実施法人等の対策状況を確認するため、支援実施法人に対する補助金交付要綱又は公募における条件として、

- 1) 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を作成次第、総務省に提出すること
- 2) 部内チェックを定期的に行い、その結果を総務省に報告すること
- 3) 関係者向けガイドライン、啓発用パンフレットを作成次第、総務省に提出すること

を求めるとともに、

- 4) 上記1)～3)の提出又は報告があった場合には、適切に作成されているか等について総務省で確認を行い、不適切な場合には指導を行うこと
- 5) 報告された個人情報保護に係る対応が実際にとられているか否かについて、必要に応じて年1回程度の入り調査を行うほか、報告等に問題がある場合には、別途調査等を行うこと

等の対応が必要である。

② 第三者機関による監査

支援実施法人の本支援事業に係る個人情報保護体制が適切なものであるか否かについて、専門的な知見のある第三者機関による監査を受けることが望ましい。

③ 支援対象世帯への配慮

簡易なチューナーの設置やアンテナ工事等で対象世帯へ訪問する際には、申込世帯のその後の日常生活に支障とならないよう、例えば、申込者から特に希望がある場合には、生活圏以外の事業者に工事を発注する方法を検討するなど、可能な範囲で配慮を行うことが望ましい。

17

2-1 申込前段階(1)

背景：支援対象世帯が、生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所等であり、幅広い対象となることから、施策に関する情報提供や申込書の配布については特段の配慮(注意)が必要



(1) 対象者への情報提供について

① 情報提供について

本支援は、申込者からの申込みを受けて行う施策であることから（申込主義）、情報提供が確実に行われる必要がある。

しかしながら、支援対象となる世帯は、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯になるのではないかと見込まれており（NHKの推計による概数）、全体の規模が大きいこと、そして最大約260万世帯という数が概数であり、すべての世帯が個別の世帯として把握されている数ではないことにかんがみれば、集中的な情報提供(周知広報)は難しいことから、幅広い情報提供(周知広報)を行う必要があると思われる。具体的には、

- 1) テレビ等の広報媒体を通じて行う（政府公報、放送事業者への協力依頼など）、
- 2) 各自治体の広報、福祉ガイドブックへの掲載等を通じて行う、
- 3) 各地のNHK、総合通信局に施策の説明資料等（パンフレットなど）を設置・手交する、

とともに、一部の集中的な情報提供(周知広報)が可能と思われる世帯に対しては、前広に取り組むことが必要である。

具体的には、

- 4) 既にNHK受信料全額免除を受けている世帯及び免除申請を新たに行う世帯に対しては、NHKから周知を行う、
- 5) 生活保護受給世帯に対しては、福祉事務所に説明資料等を設置、来訪者に手交するとともに、ケースワーカー(CW)の世帯訪問を通じて周知を図る、
- 6) 市町村民税非課税の障害者のいる世帯に対しては、障害者団体や就労施設等の関連する機関等を通じて周知を図る、
- 7) 社会福祉事業施設に入所している世帯に対しては、対象となる施設に、施設の団体、事業者団体等を通じて周知を図る

ことが望ましい。

なお、情報提供に関しては、説明資料等(パンフレットなど)の作成に当たっては、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図ること、情報提供を行う際は、可能な範囲で複数回行うことが望ましい。

18

2-1 申込前段階(1)

(1) 対象者への情報提供について(続き)

② 申込書(※)について

申込書については

- 1) 情報提供時に、説明資料等に申込書の入手方法や連絡先電話番号等を明示、問い合わせを受けて、支援実施法人から送付
- 2) 各自治体の担当部局、各地のNHK、総合通信局に設置し、来訪者の要求に応じて手交する、
- 3) 関係する機関、施設等からの要請に応じて、まとめて送付する、
等を通じて、確実に支援対象世帯に届くように取り組むことが必要である。

(※) 最初の段階（申込時）には、申込者の意思確認を中心に必要最低限度の事項についてのみ、書類を記入・提出してもらい、アンテナ改修等の具体的な支援は、原則として訪問時に確認・確定することを想定している（具体的には後述。21ページを参照）。本報告では最初の申込時に求める書類を、支援の「申込書」、その後、具体的な支援内容を確定する書類を、補助の「申請書」として取り扱うものとする。

③ 関係団体向けの説明資料の作成

情報提供（周知広報）や申込書の配布時には、自治体や施設等の支援対象世帯と関係のある団体の担当者が相談を受けることが想定されるため、担当者向けの分かりやすい説明資料等を用意するなどの配慮を行っていく必要がある。

④ 説明資料への配慮

本支援の対象には、市町村民税非課税の障害者の世帯を始め、生活保護受給世帯で障害者の方、外国籍の方等が想定されるため、当該世帯に対する情報提供として、

- 1) 視覚障害者等に配慮した点字のパンフレットの作成等
- 2) 支援対象世帯のうちの外国人向けに、外国語に翻訳されたパンフレットの作成等

等を行っていくことが必要である。

19

2-1 申込前段階(2)

背景：地上アナログテレビ放送をこれまで見ている者であること、すなわちNHKと放送受信契約(全額免除対象)が締結されていることが必須条件であること(第5次中間答申)

NHKの放送受信料が全額免除となる条件を備えていても、事実上、NHKと契約を結ばないまま放送を見ている世帯又は免除を受けていない世帯があり、このような世帯が本件支援を受ける場合、事前にNHKと契約を行い、免除を受ける必要があること



(2) NHK放送受信契約の締結及び免除申請の促進

- ① 対象世帯に対して、早い段階で、支援に係る条件(申込みにはNHKとの放送受信契約が必要)であること、支援対象世帯は、NHKの受信料全額免除を受けていること)に係る情報提供を行うこと
- ② 申込者から希望があった場合には、支援の申込み併せて、NHKとの放送受信契約(受信料全額免除の申請を含む。)を申し込めるような申込書の調整、体制の整備を図ること

が必要である。

(参考) イ) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設に入所している世帯で、テレビを自ら設置していることが想定される世帯の合計(概数) : 約260万世帯(※1)
ロ) NHK受信料免除を受けている世帯の契約件数中で上記1イ)に該当する理由で免除を受けている数 : 約66万件(※2)
※1: NHK試算による概数
※2: NHK平成20年度予算より(平成20年10月から適用される新免除基準の対象を含めた平成20年末時点の見込み数)

20

2-1 申込前段階(3)

(3):(申込者の負担にならない)申込書の提出方法

- 申込みに当たっては、申込者の記入しやすい申込書を用意するとともに、経済的な負担が可能な限り生じないように配慮することが必要である。具体的には以下のとおり。

[申込書の様式]

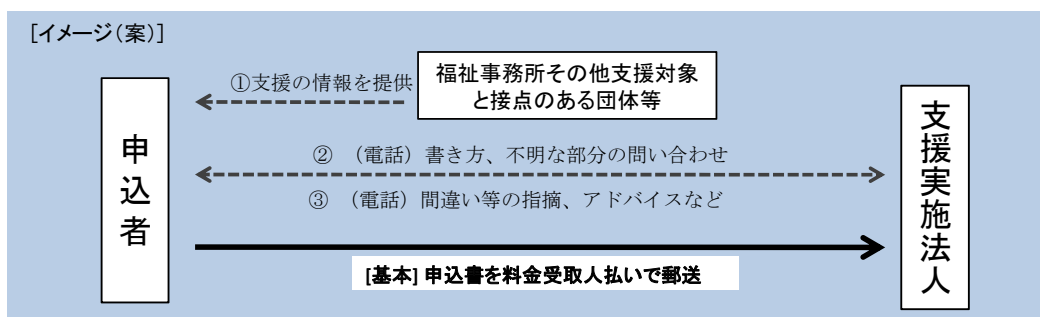
- ・ 申込時においては、申込みの意思確認を中心に考え、記載事項は、氏名及び連絡先、訪問の可否、住居環境のアンケート等の最低限の内容に限るなど申込者の記入しやすい様式となるよう、配慮すべきである。
- ・ また、申込書にはルビを振る等なるべく多くの者が記入しやすいように配慮すべきである。
- ・ なお、上記を含め、申込書の様式の作成等に当たっては、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図るなど、実際の使用に配慮したものとなるように取り組むことも必要である。

[支援内容の確認方法]

- ・ 簡易なチューナーの配布以外のアンテナ工事等の支援の要否は、原則として、事後的に電話等で詳しい状況を確認した上で、簡易なチューナーの設置のために作業担当者が訪問する際に、併せて判断し、支援の実施を行うべきである。

[申込書の送付方法]

- ・ 申込書は、原則として直接、支援実施法人に送付することとし、送付用の料金受取人払の封筒を申込書に添付して配布する等申込者の負担とならない配慮を行うことが必要である。



21

2-2 申込後(審査)段階(1)

背景：(現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も)「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。(第5次中間答申)



(1) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法

本支援は、地上デジタル放送に未対応である世帯に対する支援であることから、申込者が、地上デジタル放送を視聴できる環境にないことを確認する必要がある。

具体的には、① 地上デジタル放送に対応したテレビジョン受像機、チューナー、ビデオデッキ等(以下「デジタル受信機器(※)」という。)を有していない世帯 [支援は簡易なチューナーの取付及びアンテナ改修等]、

または、② デジタル受信機器を有している場合であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯 [支援はアンテナ改修等のみ]

が支援の対象となる。

確認方法としては、申込者の自己申告(誓約)を基本として、

1) 申込書において、地上デジタル放送が見られる環境にないことを誓約し、署名・押印を求める。

2) 1)に併せて、不正受給の場合には返却又は賠償することを誓約してもらい、発覚時には対応を求める。

3) 給付機器の製造番号や型番による管理で転売防止等を図る(詳細は36、37ページを参照)。

ことで担保することが適当である。

※：いわゆるワンセグ放送を視聴できる機器は除く。

[視点]

- ・ 原則として、各世帯を直接訪問して設置説明を行うことを想定しており、その際に既にデジタル対応をしているか否かについての確認が可能ではないか。
- ・ 送付のみも想定されるが、簡易なチューナーは5千円程度を想定しており、そのためのみに不正を働くことは考え難いのではないか。

22

2-2 申込後(審査)段階(2)

背景：地上デジタル放送の全国カバー率は、平成20年3月現在で、93.0%^(※1)であり、申込時点で該当する地域での地上デジタル放送が開始されていない可能性がある。

※1：NHK調べ



(2) 申込時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

簡易なチューナーのみを給付するとしても、既存のアンテナで受信可能か不明であり、また、アンテナ改修等が必要な場合、電波が届いていなければ調整ができないため、対応することは不可能である。

本支援に際しては、地上デジタル放送が開始されている必要があるが、実際には放送が開始されていない地域からの申込みも想定されるため、申込時に申込みのあった地域におけるデジタル放送開始を確認することが必要である。

加えて、放送が開始されていない場合の対処方針を用意する必要がある。

その具体的な方法としては、

① 申込時に該当する地域における地上デジタル放送開始の有無をロードマップ等で確認する(※2)。

② 地上デジタル放送が開始されていない場合には、ウエイティングリストに掲載し、その旨を申込者に連絡する。

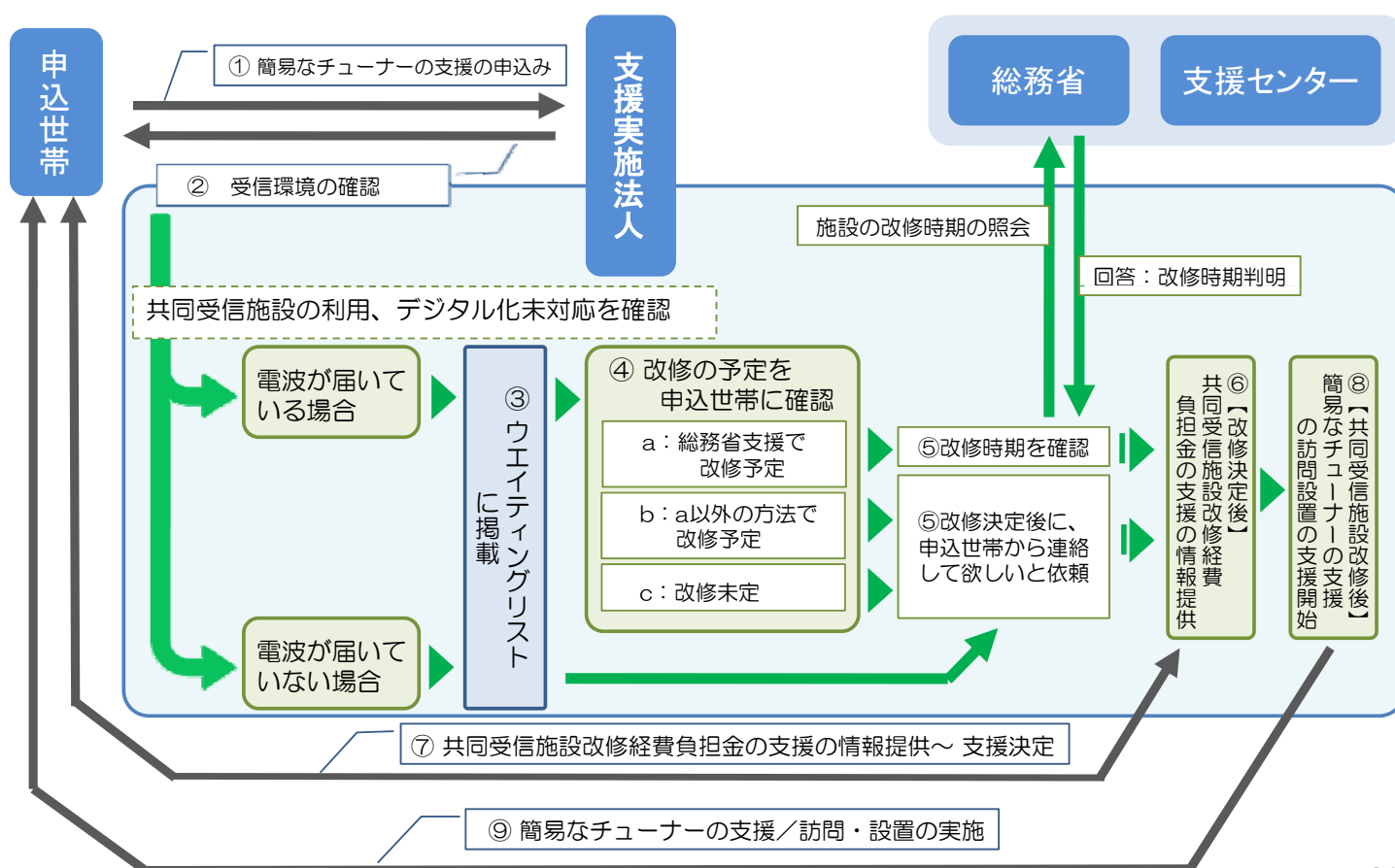
③ 該当する地域でのデジタル放送開始後に改めて支援を行う。

等によることが望ましい。

なお、共同受信施設等によって受信している場合であっても、申込時に当該施設がデジタル化に未対応である場合等も、上記と同様の問題が発生すると考えられるため、ウエイティングリストを用意する等の対処方針を用意すべきである。(手続の流れのイメージを次ページに掲載)

※2： 社団法人デジタル放送推進協会が提供している地上デジタル放送のエリアを示すもの。同協会のサイトで公開している。
<http://www.dpa.or.jp/chideji/schedule/index.html>

23



2-3 支援実施段階(1)

(1) 支援実施の前提

背景: (現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も)「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。(第5次中間答申)

① 支援する機器について

- 最低限度の機器として、簡易なチューナーの給付を行う。
- 簡易なチューナーに関しては、支援対象が高齢者を多く含むこと等が予想されるため、特にそのリモコンについては、ボタンの形や配置を押しやすいものとしたり、1台で簡易なチューナーとテレビを同時に操作できる機能を設けるなどの配慮があることが望ましい。

② 住居を別にしている場合の検討

- 各世帯の実態を踏まえた上で、最低限度の機器の給付を行うべきである。
具体的には、
 - ① NHK受信料全額免除を受けた世帯において、その構成員が、社会福祉施設に入居する等の正当な理由により複数の住居に分かれている場合は、別々に簡易なチューナーを提供すること
 - ② 一時的な入院等により、希望する設置場所に現在居住していない場合は、原則、本人の希望の場所(自宅等)に設置すること (支援期間中に本人が希望する場所に戻れない場合は、別途、管理人等の立会いにより設置)
等の対応が必要である。

2-3 支援実施段階(2)-①

(2) 支援実施の方法

背景：「簡易なチューナー」の支援に当たり、簡易なチューナーを送付するのみでは、その設置等で技術的に対応が困難な世帯が多いと推測される。

① 簡易なチューナー配布の方法

[設置訪問の実施]

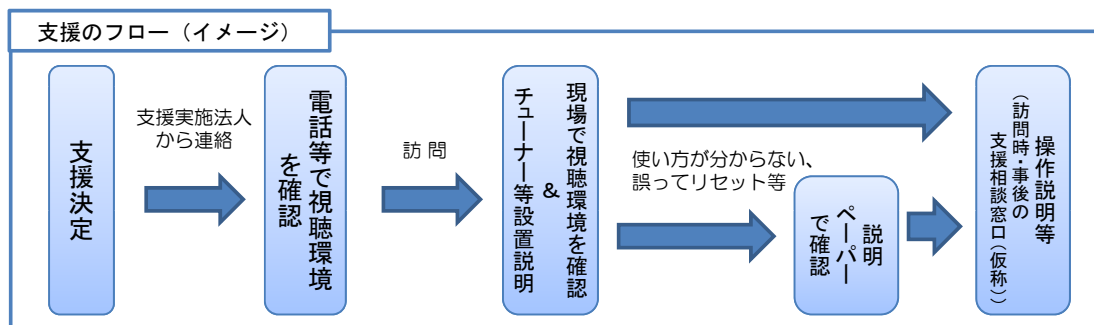
- 支援対象世帯に係るデジタル放送への移行を確実にし、実行性のある支援を行う観点から、設置及びアンテナ工事の必要性まで適切に判断し、実施できる者が何うことができるよう、原則として、支援を実施する全世帯に訪問し、簡易なチューナーの設置を行うことが適当
- 例外として、プライバシー等の観点から業者の訪問を希望しない世帯については、配送による対応とし、必要に応じ電話対応等を行うことが適当

[アフターフォローの実施]

- 設置後に、簡易なチューナーの使い方が分からなくなってしまう場合に備えて、例えば、使い方を分かりやすく説明したペーパーや、設置後に設定を解除してしまった場合等に、自分で再度設定ができるような説明ペーパー等の説明資料を併せて給付するほか、一定期間は電話等で相談ができる支援相談窓口（仮称）を設置するなど、アフターフォローも考えて実施すべきである。

[研修等の取組]

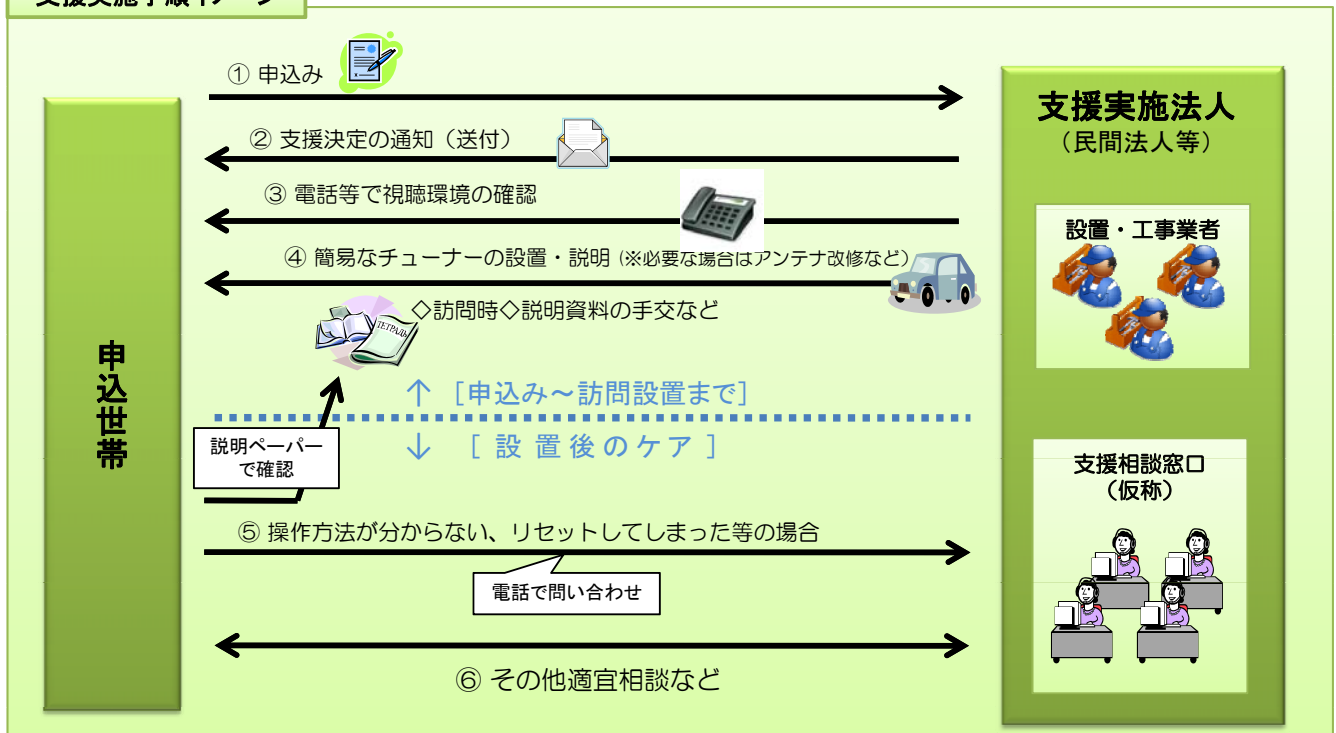
- なお、支援相談窓口（仮称）には、想定される支援対象を踏まえた丁寧な対応が求められることから、その点に特に配慮した研修を行う等適切な人材確保のための取組が必要である。



26

2-3 支援実施段階(2)-①

支援実施手順イメージ



27

2-3 支援実施段階(2)-②

② アンテナ設置等の方法

既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合には、受信環境(戸別受信、共同受信、CATV)に応じた設備の改修費の給付等が必要

具体的な改修等の経費は、以下の基準等により支援を行う必要がある。

なお、本支援は、一時的な経費であるデジタル化経費の負担の支援であることから、経常的に要される費用は対象外とすることが適当である。

1) 戸別にアンテナで受信する場合

室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を行うこととなるが、電界強度、受信の安定性等を考慮した基準により戸別に判断することが必要である。

2) 共同受信施設等で受信する場合

一般の賃貸物件、公営住宅等においては、通常、その管理者が改修費を負担することとなるが、辺地共聴、受信障害対策共聴等のための共同受信施設により視聴しているケースなどでは、申込者自らがその改修に必要な応分の負担を求められる可能性がある。

その場合、申込者の求めに応じて、改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割合分を給付することが必要である。

3) CATVで受信する場合

地上デジタル放送への移行に当たって改修経費が必要な場合には、当該経費を給付することが必要である。しかしながら、経常的に要されるセットトップボックスのレンタル費用等は給付の対象としないことが適当である。

ただし例外的なケースとして、CATVのトランスモジュレーション方式のみでしか地上デジタルテレビジョン放送が視聴できず、かつ、セットトップボックスがレンタルのみでしか提供されない場合は、一定額を「渡しきり」によって支援することが必要である。

28

2-3 支援実施段階(2)-②

受信形態	世帯数(全体)	施設のデジタル化	費用負担の原則	標準的な負担額	支援方法
戸別受信 (戸建て住宅)	約 2000万世帯	宅内改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合あり。	自己負担	3.5万円程度 (改修内容により変動)	室内アンテナ給付又はアンテナ改修を行う。
共同受信					
辺地共聴	約 135万世帯	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	施設設置管理者 (自治体or共聴組合)等で負担	3.5万円程度 (改修内容により変動)	改修等にかかった経費の中から、対象世帯(視聴者)負担額を給付する。
受信障害対策共聴	約 650万世帯	改修方法の決定(デジタル化改修or戸別受信等の選択)と、障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	原因物所有者と視聴者間で協議	3~5万円程度 (改修内容により変動)	
集合住宅共聴	約 770万世帯	分譲集合住宅の場合、管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	所有者負担	数千円~ 4万円程度 (改修内容により変動)	
CATV	約 2150万世帯	地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入(STBレンタル等)が必要な場合あり。	自己負担	【初期費用(※)】 2~3万円程度 【STB】 買取: 4万円程度 レンタル: 0.4~0.5万円程度	改修経費が必要な場合には、当該経費を給付する。 セットトップボックスのレンタル費用等の経常経費は特定の場合を除いて給付の対象外とする。

(※) 加入金、引込工事費及び宅内工事費が含まれる。

(地上デジタル推進全国会議資料(2007年11月30日)をもとに総務省作成)

29

2-3 支援実施段階(2)-③

③ 共同受信施設改修経費の負担分支援方法

共同受信施設等の整備は、支援実施法人（もしくは同法人が委託する工事業）が直接工事を行わないことが想定されるため、工事内容に見合った適正な給付とする仕組みが必要(工事内容の適正性の確保)

本支援の原則である「現物給付」ではなく、共同受信施設の改修経費の負担分を「現金給付」により支給することから、当該改修経費とは別の用途への流用を防止するため、支給方法を工夫することが必要（給付金の流用防止）

〔(原則) 請求書で申請する場合〕

- 共同受信施設改修経費への支援を申請する場合、申請者は、当該経費の申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る(同施設設置者からの)請求書を添えて、支援実施法人に申請することを基本とする。この場合、申請者は事前に、共同受信施設の設置者から、工事関係資料の提供等の協力の同意を得る必要がある。
- 工事後の支給申請を認めないと、実務上混乱を生じる可能性があることから、共同受信施設改修に伴う「費用負担が発生した時点」で申請する方法が適当である。支給額の妥当性については、上限額の設定等により、担保する。
- 共同受信施設改修に係る負担分支給は、給付する現金が他用途へ充てられることのないよう、原則として、負担額を請求する共同受信施設設置者に対し、直接に現金給付を行うことが適当である。

〔(例外的措置) 領収書等で申請する場合〕

- やむを得ない事情により、申請者が既に支払を済ませており、領収書等により支援申請があった場合については、申請者の生活環境に配慮した支援方法がより望ましいとする観点から、例外的な措置として、
 - 共同受信施設の設置者が作成等した工事関係資料の提供が受けられ、その確認ができる場合には、申請者への直接給付も認める、
 - 工事関係書類の提供が受けられない場合には、領収書及び当該施設改修のお知らせその他の支援期間中の改修の実在が確認できる書類の提示がある場合に限り、領収書の額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額(一定額を想定)を上限に、申請者への直接給付も認める

等の柔軟な対応方策について、関係機関と連携を図りつつ検討する必要がある。

〔その他検討を要すべき事項〕

- 共聴施設等への支援については、他の補助制度(辺地共聴施設等改修支援、受信障害対策共聴施設改修支援)やNHK共聴施設の改修との連携が必要であり、本支援と他の補助制度を併せて申し込む際等の分かりやすい導入事例の紹介等を含め、引き続き関係者と調整していくことが必要である。
- 共同受信施設改修経費の申請にあたっては、申請者の同意がある場合は、支援実施法人から直接当該共同受信施設の設置者に積算資料等の依頼を行うなどの申請者のサポートについても取り組むことが望ましい。

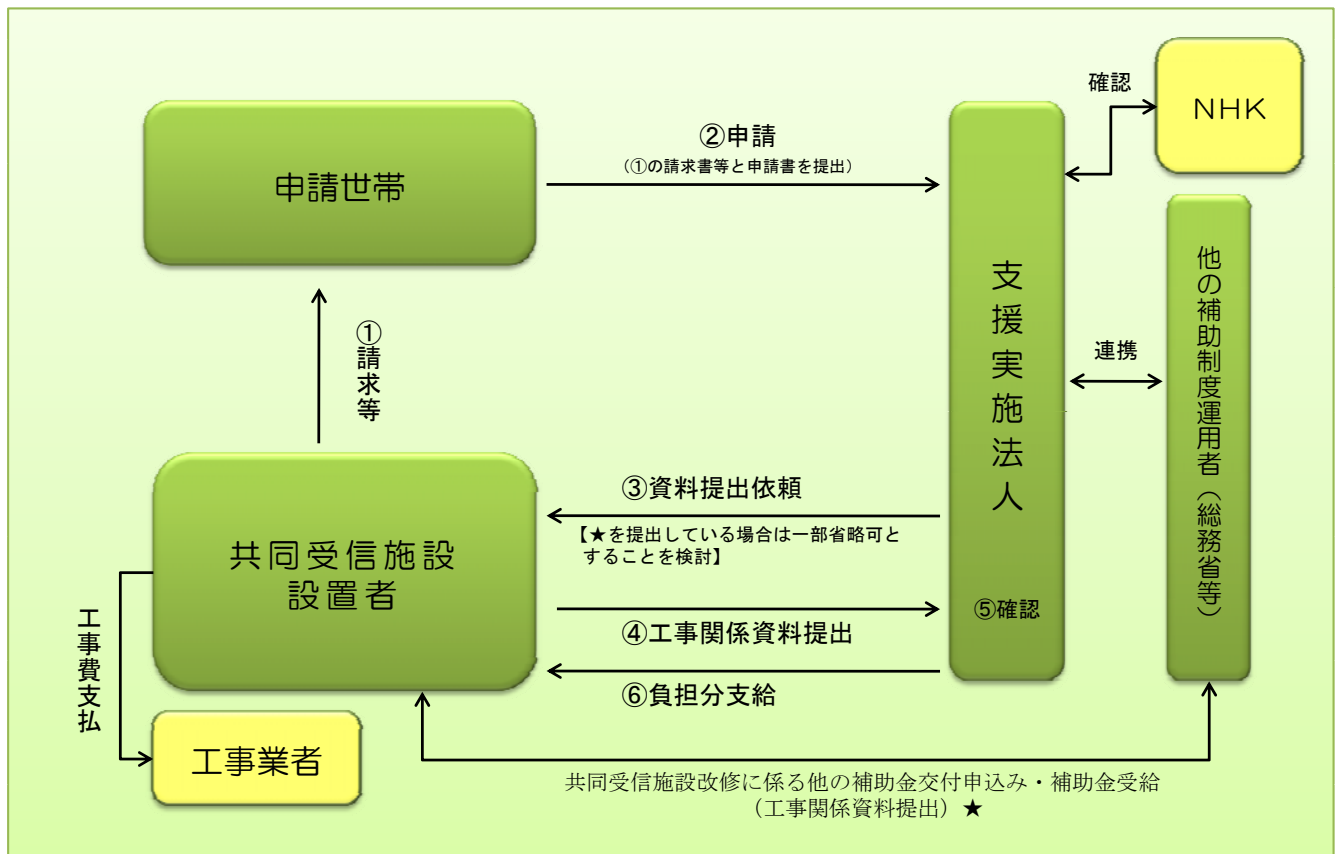
30

(参考1) 共同受信施設改修経費の支出の整理

	原則	例外的な措置	
申請時期	(事前)請求書受領後	(事後)領収書受領後	
施設設置者の同意(協力)	必要	必要	不要
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修経費の申請書 負担分に係る請求書 施設改修の見積り等の工事関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修経費の申請書 負担分に係る領収書 施設改修の見積り等の工事関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修経費の申請書 負担分に係る領収書 施設改修のお知らせなど、支援期間中の改修の実在が確認できる書類
支払対象	施設設置者	申請者本人	申請者本人
支払額	<ul style="list-style-type: none"> 請求額を基本として、地デジ移行に必要な最低限度として査定した額 (世帯数や受信環境に応じて上限額を設定) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収額を基本として、地デジ移行に必要な最低限度として査定した額 (世帯数や受信環境に応じて上限額を設定) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額(一定額)を上限とする。

31

(参考2) 共同受信施設改修の支援手順イメージ(案)(原則パターン)



32

2-3 支援実施段階(3)

背景：情通審の第5次中間答申では、『各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限度の機器等として、「簡易なチューナー」を無償給付するほか、必要があれば、室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修等の支援を行うことが適当。』とされている。

(3) 給付の在り方

簡易なチューナーの配布方法は、

- ① 貸与の場合、支援実施法人における修繕や管理等の継続的なサポートを行うこととなり、給付を受けない一般世帯との均衡を失うおそれがあること
 - ② 所有権が移転することで、大切に使うと想定されること
- 等から、給付(譲渡)によることを基本とするのが適当と考えられる。

【基本的性格等】

観点	【給付】	【貸与】
支援の基本的性格	給付した時点で所有権が移転、支援が完了するもの <一時的>	貸与開始から、貸与終了までの期間、支援が継続するもの <継続性あり>
故障・修繕等のコスト	ユーザーが負担(メーカー保証は通常1年)	簡易なチューナー等の所有者となる支援実施法人が負担(国費負担) (※)
給付後の事情変化に対する考え方	支援の適格性は、給付の時点で判断し、その後の事情の変化は問わない	支援が継続する性格上、貸与中は事情の変化(NHK放送受信料全額免除の当否、他の地デジ機器の購入等)が生じた時点でその都度判断し、資格を喪失した場合は返還を求める。
支援期間	給付の時点で支援は終了	貸与の期間は、簡易なチューナーの法定耐用年数が5年間、アンテナの法定耐用年数が10年であることにかんがみ、それぞれ5年、10年を限度とする(更新はなし)。

(※) 一般的な貸与(リース)の場合はユーザー負担が原則だが、本件は経済的に困窮度が高い世帯が対象であるため、貸与期間中のケアを含めて行うことが必要であると判断した。33

(参考) 給付又は貸与の具体的検討

観点		給付	貸与	
配布時	国による管理	× (所有権は支援決定世帯へ移転)	○ (所有権は実施機関(国)が保持)	
	不正受給時の対応	返還させるべき (交付要綱に明記)	返還させるべき (交付要綱に明記)	
配布後	期間中の故障・修繕コストの負担	自己負担とすべき (1年間のメーカー保証後は自己負担※1)	実施機関 (保守契約による※2)	
	期間中の転売防止効果(心理的抵抗)	小	大	
	処分制限期間(利用期間の前提)	法定耐用年数期間とすべき	貸与期間 (法定耐用年数期間が目安)	
	資格喪失時	① 支援後に対象世帯ではなくなった場合(資格要件)	返還不要とすべき	返還させるべき※3
		② 支援後に地デジ機器を自己購入した等の場合(環境要件)		
	処分制限期間終了後の継続使用	継続使用を認めるべき	返還させるべき (又は自己負担での買取り)	
	返還コストの負担主体	—	実施機関 (保守契約による※1)	
廃棄コストの負担主体	自己負担とすべき	実施機関		

検討	コストが現実的	支援が充実する反面、相当期間に渡り、大きなコスト負担がかかる。また、支援を受けない世帯との公平性も問題となる。
----	---------	---

- ※1: 支援実施法人側の責に帰すべき事由による故障等については、支援実施法人側が負担する。
 ※2: 通常のリースの場合は、ユーザー負担が原則であるが、保守契約により、支援実施法人が担う(国費負担)こととした。
 ※3: 交付要綱で例外の設定は可能

34

2-3 支援実施段階(4)

(4) 給付後の対応(転居、災害等で環境変化があった場合)

【本支援の前提】

地デジ移行のための機器等は、視聴者の自己負担により購入されることが原則。

明らかな経済的理由により、2011年7月のアナログ終了までに、一時的経費であるデジタル化経費が負担できず「必要最小限の対応すらできず」にデジタル放送を視聴できなくなる世帯に対して支援を行うもの。

環境の変化としては、① 転居

② 災害(地震、落雷、火事等)

等が想定される。またその他の場合として、

③ 過失による損壊

④ 故意による譲渡(転売等を含む。)、破壊

を理由とした再支援の要請が想定される。

テレビジョン受像機等は自己調達が原則であることから、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみ、支援が(再度)必要になった場合の対応については、自己負担とすべきである(支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべき)。

したがって、転居、災害等で環境変化があった場合であっても、本施策による再度の支援は行わないこととすることが適当である。

35

2-3 支援実施段階(5)

(5) 不正行為(転売等)への対応

① 簡易なチューナーの処分制限等

簡易なチューナー(又はアンテナ)は給付(譲渡)だが、支援の趣旨から、一定期間は処分制限を行うべき

地上デジタル放送を見てもらうために簡易なチューナーを給付するという制度の目的に照らし、チューナーの処分に一定期間の処分制限を設けると共に(例えば給付後5年間程度)、具体的には、以下の取組を図るべきである。

[申込時点の確認]

申込書の提出に際し、不正行為を行わない旨の誓約に併せて、不正行為発覚時には給付機器返還等のペナルティを課す旨の同意を求めることが適当である。(次ページ:体制イメージ①)

[給付機器(簡易なチューナー)の管理]

各機器(簡易なチューナー)に刻印された製造番号等を記録することにより、給付した機器と給付先について、支援実施法人で管理を行うことが必要である。

さらに、例えば、機器の型番を本支援に係る独自の番号とする、本体の色を一般的な市販品と異なる色とする、「転売禁止」等の文字を本体にプリントする等外見上明らかに「受信機器購入等支援」によるものであることがわかるように調達を行うなどの検討が必要である。

また、オークションサイト等に対しては、当該型番や色等の特徴を持つ機器が、政府の「受信機器購入等支援」に係るものであることを通知し、当該機器の取扱いには十分な注意が必要である旨の情報提供を行うべきである。(次ページ:体制イメージ②~④)

[不正行為発覚時の対応]

本支援の目的にかんがみ、不正行為発覚時には、給付機器等の返還、又は返還不能の場合は、実費賠償等を求める等の措置をとることが適当である。(次ページ:体制イメージ⑤)

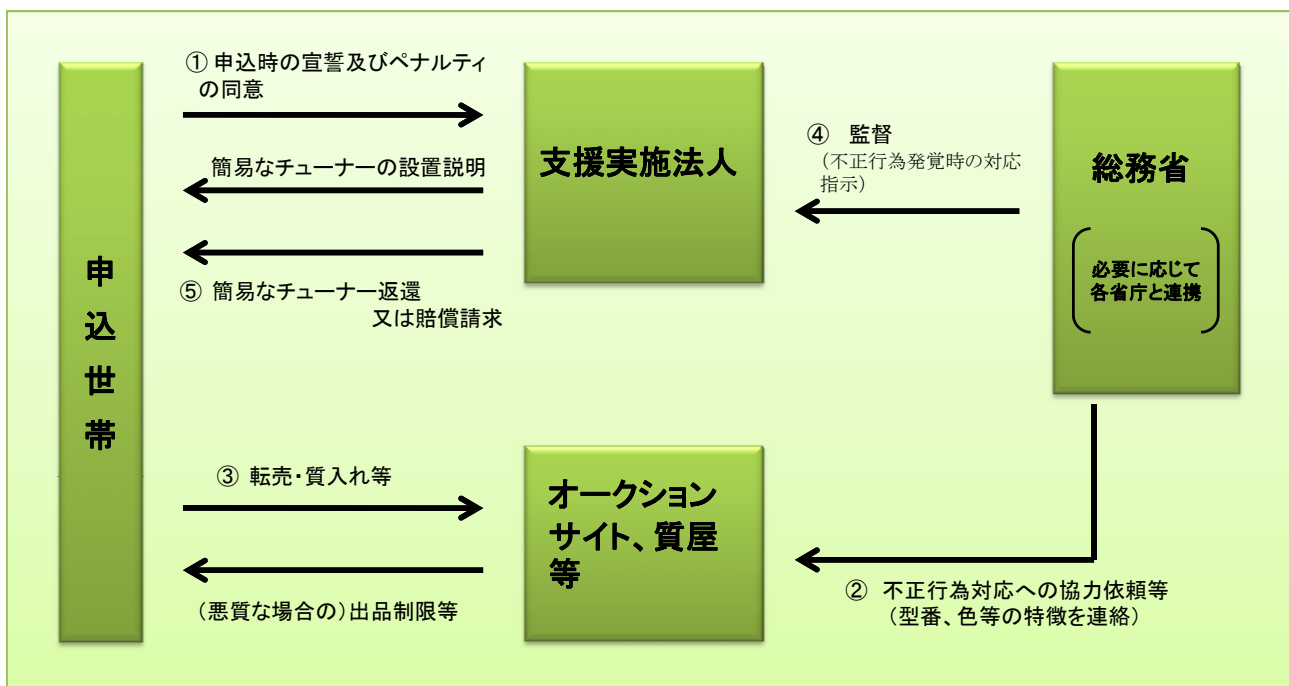
悪質な場合は、刑法上の詐欺罪(刑法第246条)による告訴を行う等の検討を行うべきである。

② 簡易なチューナーの処分制限の例外

上記の処分制限は、給付された簡易なチューナーが地上デジタル放送の視聴という給付の目的以外への使用(転売等による不当利得を含む。)を防ぐという観点から必要となる取組であることから、例えば給付を受けた者が亡くなった場合には、通常は家族が引き継ぐことが想定されるが、給付を受けた者が身寄りのないまま亡くなった場合などは、例外的に処分制限が緩和される等について、検討すべきである。

36

(参考) 不正行為(転売等)への対応の体制イメージ



37

2-3 支援実施段階(6)

(6) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

本支援の実施に当たっては、目的が確実に遂行できるよう、他の地上デジタル放送推進施策との連携を十分に
とって行うべきである。

特に、

- ・ 「支援センターの行う高齢者・障害者等への働きかけ、サポート」に関しては、支援センターと支援実施法人
とがおのおのの施策を実施する際に、お互いの施策についても、併せて情報提供(周知広報)を行うこと
- ・ 「共同受信施設等の改修の支援」に関しては、共同受信施設の改修の支援と本支援の両方の申込みを行う
場合の導入事例を紹介する等の分かりやすいパンフレット等を支援実施法人が作成し、支援策の周知 (30
ページでも言及) に取り組むと共に、必要に応じて、支援実施法人から総務省や他の補助事業の実施法人に
対して、共同受信施設の改修に係る工事等の関係情報を照会する等により、施策の円滑な遂行を図ること
- ・ 「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の対象地域では、地上デジタル放送が当面放送されない予定であ
ることから、本支援で提供する簡易なチューナー等では地上テレビジョン放送を視聴できないため、支援実
施法人は、当該対策の実施機関から、あらかじめ当該対策対象地域の情報提供を得て、申込内容が「暫定的
な衛星利用による難視聴対策」の対象地域の世帯であれば、「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の支援に
係る情報提供を行うこと

の対応を図るべきである。

なお、各施策間の情報共有も重要であるが、支援世帯の個人情報の取扱いは、特に慎重を期す必要があることか
ら、支援実施法人は、個人情報の取扱いが、施策上必要最低限の範囲で、かつ、本人同意が得られた場合のみに限
るものとなるよう取り組むべきである。

参考資料

平成20年8月29日

1. 目的

情報通信審議会第5次中間答申を踏まえて、平成23年7月にアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行う。

当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行う。

2. 構成員等

ワーキンググループの構成員は、委員会主査が指名する。

ワーキンググループには、座長を置く。座長は、委員会主査が指名する。

座長は、ワーキンググループを主宰し、必要に応じて、オブザーバの参加を求めることができる。

3. 検討項目

当面、生活保護受給世帯への支援の実施方法について以下の項目の検討を行う。

- ・ 支援措置の周知及び申込手続き
- ・ 支援の内容（給付又は貸与）・方法
- ・ 個人情報保護のために必要な措置等

また、生活保護受給世帯への支援の実施方法の他、検討すべき事項が生じた場合には、委員会からの委嘱を受けて、随時、検討を行う。

4. 検討期間

生活保護受給世帯への支援の実施方法については、平成20年9月から11月まで行い、検討結果を委員会に報告する。その他の検討課題については、適宜、委員会に報告する。

5. 庶務

総務省情報流通行政局地上放送課が庶務を担当する。

氏名	主要現職	備考(在任期間)
座長 大山 永 昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属 像情報工学研究施設 教授	
構成員 稲 葉 悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長	
〃 大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会 常務理事	
〃 河 村 真 紀 子	主婦連合会 常任委員	
〃 桐 田 教 男	岩手県 地域振興部 IT推進課 総括課長	
〃 坂 本 憲 広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授	
〃 土 屋 円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕 担当局長	
〃 福 田 俊 男	(社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長	
〃 藤 原 静 雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授	
〃 三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会 広報部長	
〃 宮 澤 寛	(財)電波技術協会 常務理事	
〃 安 田 豊	KDDI(株) 執行役員 コア技術統括本部長	
オブザーバ 武 石 直 人	社会福祉法人 千葉県福祉援護会 理事長	平成21年1月26日(第4回)から
〃 石 川 敬 一	川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課長	平成21年1月26日(第4回)から
〃 井 下 典 男	新宿区 福祉部 生活福祉課長	
〃 森 田 充	川口市 福祉部 福祉課長	
〃 山 本 雅 章	調布市 福祉健康部 障害福祉課長	平成21年1月26日(第4回)から
〃 横 山 清 隆	横浜市 健康福祉局 保護課長	
〃 堀 内 宏 秋	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 室長補佐	平成21年1月26日(第4回)から
〃 高 松 利 光	厚生労働省 社会・援護局 保護課 課長補佐	
〃 巻 口 徹	厚生労働省 社会・援護局 保護課 課長補佐	
〃 小 河 芳 弘	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 課長補佐	平成21年1月26日(第4回)から
〃 天 田 孝	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 課長補佐	平成21年1月26日(第4回)から
〃 後 藤 憲 治	厚生労働省 老健局 計画課 課長補佐	平成21年1月26日(第4回)から
〃 飯 山 尚 人	総務省 自治行政局地域政策課 理事官	

検討の経緯

平成20年9月25日(木) 第1回開催

[議題] 受信機器購入等支援事業の実施方法に係る検討項目について

平成20年10月29日(水) 第2回開催

[議題] (1) 報告書・骨子(案)について
(2) 申請書(案)について

平成20年11月28日(金) 第3回開催

[議題] 報告(案)について



平成20年12月8日(月)

「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(第41回)への中間報告



平成21年1月26日(月) 第4回開催

[議題] (1) 構成員からの指摘事項に係る検討
(2) 対象拡大に伴う検討

平成21年2月27日(金) 第5回開催

[議題] 最終報告(案)のとりまとめについて



平成21年3月17日(火)

「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(第44回)への最終報告